

令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件




原告 （閲覧制限）

被告 学校法人順天堂

準備書面（3）

令和2年11月6日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

被告訴訟代理人弁護士	岡田暢雄	
同	岡田尚人	
同	大辻大佑	

第1 原告ら第1準備書面に対する反論

1 原告らは、第1準備書面第1の2において、大学入学者選抜における「公正かつ妥当な方法」は、憲法14条等の趣旨から、受験生が性別によって不利益に取り扱われない（差別されない）ことを当然その内容に含むものであって、このような性別により差別されない権利、利益は、法的保護に値する具体的権利、利益であり、原告らはこれらの具体的権利、利益を侵害されたとしたうえで、同第2において、被告に、入学者選抜実施において憲法等の規定の趣旨を尊重する義務があることを、同第3において、不法行為の具体的内容を、各々主張している。

しかしながら、そもそも、被告には「公正かつ妥当な方法」で入学者選抜を実施すべき法的義務は存在しないし、実施した入学者選抜に関して性別による不当な差別的取扱いがなされた事実も存在しない。以下、詳述する。

(1) 被告は「公正かつ妥当な方法」で入学者選抜を行う法的義務を負うもので

はないこと

ア. 原告らは、被告が「公正かつ妥当な方法」で入学者選抜を行う法的義務を負うことを前提とした主張を行っている。

しかし、被告準備書面（2）においても主張したとおり、「公正かつ妥当な方法」についてはその内容が一義的でなく、その具体的内容も法令や通知等において明確に示されてきていない。そして、多様な学生の受け入れについては、大学入学者選抜実施要領において「配慮する」（甲9・2頁）とあるものの、その具体的な内容についてはやはり何ら定めがなく、対象消費者への賠償義務を基礎づけるほどの義務違反があったと言えるほどには何ら明確に義務内容が特定されてこなかったのである。

したがって、そもそも、被告は原告らが主張するような法的義務を負うものではない。

イ. 原告ら第1準備書面第2に対する反論

原告らは、大学入学者選抜実施要領の定める「公正かつ妥当な方法」について、その具体的態様がどうあるべきかは、上位規範である憲法、これを受けた教育基本法等その他の法令に照らして判断されなければならないとし、各規定から、私立大学の入学者選抜において（合否判定を含めた）同一の試験を受ける権利、すなわち、性別を理由として差別されない権利が保障される旨主張する。

しかしながら、憲法は原告らが主張するとおり、条約や法令の上位規範であって、教育基本法第4条1項の「差別」や女子差別撤廃条約第10条柱書の「差別」については、憲法第14条第1項にいう「差別」と同様に、合理的な理由のない不利益取扱いを禁じている趣旨であることは明らかである。

したがって、後述するとおり、被告が実施した入学者選抜には性別による不当な差別的取扱いが認められない以上、被告の入学者選抜実施が

に法令を適用してその紛争を解決できるものとはいえないとした上で、国立大学は、国が財政の基盤を整え、その運営の大枠に關与する公の営造物であるとする判断要素を種々列挙の上、国立大学が公の営造物であることを理由に、いわゆる他事考慮の場合には、その合理性が認められない限り、原則として裁量を逸脱、濫用したものと判断するのが相当であるとして、他事考慮の有無及びその許容性については、司法審査の対象になることを認めたものである。

このように、群馬大学事件判決では、入学試験実施主体が国立大学であることに着目して上記結論が導かれているのに対し、別件判決は、合否判定が司法審査の対象となることを当然の前提に、私立大学も公の性質を有することのみを根拠として、別件判決事案における得点調整につき合理的根拠に基づく差別的取扱いであることについて具体的主張立証がなされない限り違法である疑いが極めて強いとの結論を導くものであり、実質的には、試験実施主体が国立大学の場合と私立大学の場合を同視する内容であると考えられる。

(イ) しかし、まず、群馬大学事件判決は、国立大学について、国が財政の基盤を整え、運営の大枠に關与する公の営造物であると導く判断要素として、①国立大学法人は、文部科学大臣が中期目標の策定、中期計画の認可、学長や監事の任命、解任をし（国立大学法人法30条1項、31条1項、12条1項、8項、17条1項ないし3項）、②国立大学法人設立の際、国から承継した財産について法令に基づいて算定された金額が政府から当該国立大学に対し出資したものとされ、これが各国立大学の資本金となること、③政府は必要があるときは国立大学法人に対し追加して出資することができ（国立大学法人法7条、附則9条）、④政府は、予算の範囲内において国立大学法人に対し、その業務の財源に充てるために、必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することが

できること（国立大学法人法35条によって準用される独立行政法人通則法46条）、等の種々の判断要素を列挙した上で、それらを根拠に上記判示を導くものであるところ、当然のことながら上記各判断要素は私立大学には該当しないものである。

(ウ) すなわち、私立大学は、私人の寄附財産等によって設立・運営されることを原則とし、自主的に運営基盤の強化を図ることが責務とされ（私立学校法24条）、必要な施設及び設備またはこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を自ら有しなければならず（私立学校法25条）、私立学校の経営に充てるために収益を目的とする事業を行うことができるなどとされるなど（同26条1項）、国立大学とは異なる財政基盤及び組織運営がなされるものであり、群馬大学事件判決の判示を導く上記各判断要素は、私立大学にあてはまるものではない。

(エ) もとより、私立大学も、その高等教育機関として果たす役割に照らし、公の性質を有する機関であることはいうまでもない。しかし、私立大学は、上記のとおり、国立大学とは異なり自ら財政基盤を確保しなければならない等の点のみならず、私人の寄附財産等によって設立・運営されることを原則とする私立学校として、結社の自由（憲法21条）に基づき、その建学の精神や独自の校風による自主性が重んじられ、所轄庁による規制ができるだけ制限されるべき民間団体であり（私立学校法1条参照）、その内部自治は、私的自治の原則下において、国立大学と比較してより尊重されるべきものである点で、国立大学とはその性質を異にするものである。

(オ) 以上に照らすと、別件判決は、試験実施機関が国立大学であることに着目して合否判定の司法審査対象性から検討された群馬大学事件判決と異なり、私立大学の合否判定が司法審査の対象になることを当然の前

提に、国立大学とはその性質を異にする私立大学との差異が実質的には考慮されることなくその結論が導かれている点で疑問があると言わざるを得ず、私立大学である被告が実施主体である本件入試に当てはめられるべきものではない。

(カ) また、別件判決は、医学部入試での合格判定は、他学部の入試と異なり、当該私立大学医学部を起点とする大学院や附属病院における研究・医療の担い手となることが期待される者を選抜するものであるという私立大学医学部入試の有する特性に対する考慮が全くなされていない点においても、本件入試にそのまま当てはめられるべきものではない。

そこで、以下、私立大学医学部の入学選抜試験の位置付けについて述べ、その後、本件入試における合否判定基準に基づく本件入試の実施には合理的理由があることについて、具体的な主張を行う。

ウ. 私立大学医学部の入学選抜試験の位置付けについて

(ア) 私立大学の入学選抜試験について

① 大学の自治に基づき構成員を決定するために実施するものであること

大学は、国公立であると私立であるとを問わず、高等教育機関として、学問の自由（憲法23条）の核心をなす大学の自治の保障下にある（教育基本法7条2項参照）。

そして、大学は、高等教育機関として、研究及び教育の各機能に関わる者により構成される組織であり、学生は、大学の教育機能における受け手側、すなわち学ぶ者として、当然に大学の構成員に該当する。その構成員を大学の判断で決定することは、大学の自治の本質を成す事柄である。この点に関し、群馬大学事件判決は、入学試験による選抜について、国立大学の構成員としての学生の身分、地位を取得させ、学生との信頼関係を基礎として継続的、集団的に行う教育役務提供の相手方とし

て適格を有する者を選抜し、合格者に、所定の期間内に所定の入学手続をして在学契約締結の申込みをすれば、特段の事情のない限り在学契約の締結を承諾する旨の在学契約の申込み資格を付与するという、優等懸賞公告に近似する法律関係にある旨判示しており、群馬大学事件判決も、大学入学者選抜は大学がその構成員を決定するために実施するものであることを当然の前提としている。

② 私立大学と国公立大学との違い

そして、私立大学は、大学の自治が保障される主体であるとともに、私人の寄附財産等によって設立・運営されることを原則とする特性を有する私立学校として、結社の自由（憲法21条）及び私的自治の原則に基づき、国公立大学と比較して、その建学の精神や独自の校風による自主性がより重んじられ、所轄庁による規制ができるだけ制限されるべき民間団体でもある（私立学校法1条参照）。

特に、上記のとおり私立大学の場合は、私人の寄附財産等によって設立・運営されることが原則とされており、私立学校を設置する学校法人は、必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならないことから（私立学校法25条）、私立大学がその構成員を決定するにあたっては、大学施設への収容可能人数等、施設利用や管理運営上の制約も考慮しなければならない。

特に、私立大学の経常的経費に対する国の補助割合は年々低下し、現在では10パーセントを切っており、学生一人当たりの公財政支出の国私間格差約1.3倍の不合理な国私間格差の是正が求められている状況下においては（乙14・3頁、同14頁、乙15）、私立大学にとって、国立大学と異なり、構成員受け入れ判断に際し、財政的基盤の存在が裏付けとなる大学の施設利用や管理運営上の制約も、重要な考慮要素とな

るものである。

(イ) 私立大学医学部入試の特性について

更に、私立大学医学部入試の場合、同入試に合格し入学した者は、当該私立大学医学部の構成員として、将来、その多くが国家試験及び同大学附属病院での臨床研修等を経て、当該私立大学医学部を起点とする研究・医療の担い手となることが期待されるものである。このように、私立大学医学部入試は、上記私立大学入試の特性に加え、将来、上記のような当該私立大学医学部を起点とする研究・医療の担い手となる可能性のある構成員としての素質を有する者を選別するために実施するものであるという特性もある。

エ. 性別を考慮した判定基準の存在及び運用に合理的理由があること

(ア) 性別を理由とする判定基準について

① 被告の学是「仁」と、1年次を全寮制とする教育方針との関係

被告は、江戸・天保年間から西洋医学教育を開始した、わが国で最も歴史のある医系教育機関である。天保9年(1838年)に学祖佐藤泰然が、江戸の薬研堀にオランダ医学塾「和田塾」を開いて以来、「仁」を学是に、「心技ともに良き医師の育成」を目標に掲げ、医学、医療の担い手の育成を続けてきたものであり、順天堂独自の教育には全て、その学是である「仁」の精神が貫かれている(乙16)。

被告の医学部及びスポーツ健康科学部において、1年生全員が学寮において全寮生活を送ることとされているのは、集団の中での個の確立と、他を思い遣り、慈しむ心、即ち上記被告の学是である「仁」を寮生として実践実習するためであり(乙16・9頁, 同34頁, 乙17・3頁, 乙18), 1年次における全寮生活は、被告の学是に由来する被告独自の特色ある教育方針によるものである。

② 女子寮の開設及び増設の経緯等

女子医学部生が少数に留まっていた間は、被告には女子寮がなかったため、女子医学部生は全寮生活の対象外とされていた。しかし、その後徐々に医学部の女子学生数が増加してきたことを受け、被告は、女子医学部生についても上記学是に由来する全寮生活の対象とすることとし、習志野キャンパスからさくら新キャンパスへの移転に際し、新たに女子寮を開設した。

医学部女子学生の入寮開始は昭和63年であり、平成3年以降は体育学部（現在のスポーツ健康科学部）の女子学生も入寮を開始した。

被告における女子学生の増加に伴い、被告は、平成10年に従前男子寮として利用していた東寮の2階全室を女子寮に変更し、翌平成11年には同東寮の全室を女子寮に変更、更に平成29年には新たに西寮を開設するなど、女子寮を順次増設してきたものであるが、その間の入室率は、女子寮を増設したタイミングを除き、概ね数室の空室を残す程度の満室に近い状況で推移してきたものである。（乙19、乙20・53頁）。

③ 私立大学における定員管理の判断は高度の裁量事項であること

(i) 入学者数について

入学試験による選抜は、大学の構成員としての学生の身分、地位を取得させ、学生との信頼関係を基礎として継続的、集団的に行う教育役務の提供の相手方として適格を有する者を選抜し、合格者に、所定の期間内に所定の入学手続をして在学契約締結の申込みをすれば、特段の事情のない限り、大学は在学契約の締結を承諾する旨の在学契約の申込み資格を付与するものである。

このように、入学者数は、大学が上記教育役務の提供の相手方として適格を有する者を合格者として選抜した数で決まるのではなく、その後、合格者が所定の期間内に所定の入学手続をして在学契約締結の申込みをして大学が在学契約の締結を承諾した人数が、当該年度における大学

入学者数となる。

(ii) 実際の入学者数の予測は困難であること

受験生の多くは複数の大学を併願するため、合格した大学に必ず入学手続きをするわけではない。当該年度における各大学の入学試験日程次第で併願の類型も異なると解され、それにより、受験生が併願した複数大学に合格した場合にどの大学を選択するかの傾向も異なると考えられる。

そして、大学が決定した合格者の中から実際にどれだけの人数が当該大学への入学を選択するかは、最終的には、当該受験者個々人が併願した大学における入学試験の合否結果や、その他受験者各人の諸事情次第であり、大学は、これら大学側ではコントロールできない不確定要素を見込んで、実際の入学者数が入学定員を下回らず、且つ、教育役務を提供するための体制・施設等の能力を超えない人数、すなわち入学定員を大きく超過する人数にならないように調整する必要がある（このような意味での調整を本書面では「定員管理」と表す）。しかし、上記種々の不確定要素に照らすと、実際の入学者数の予測は困難であり、合格者数を決定するにあたっては、各大学のこれまでの経験等をふまえた相当に難しく微妙な判断が求められるものと考えられる。

(iii) 1年次全寮制を教育方針とする被告の場合

特に、被告の場合は、上記各大学に共通する入学者数予測の困難に加え、実際の入学者数が、学是である「仁」を实践実習するための1年次全寮生活を実現するための学寮の室数を超えてはならないこと、具体的には、実際の入学者数が、男子学生数は男子寮の室数内、女子学生数は女子寮の室数内に収まるように合格者数を調整する必要がある。

しかし、入学試験における得点分布は、各年度における受験者の成績水準の構成等により毎年度変動するものであり、事前の予測は困難であ

る。また、合格者のうち、男子学生と女子学生の実際の入学者数は、それぞれが上記各不確定要素の影響を受けるため、更に予測が困難となる。

(iv) 定員管理に係る判断は各大学における高度の裁量事項であること

更に、各大学間競争の状況によっては、入学者数を定員に充たすためには、辞退率をふまえて合格者数を多くする必要に迫られる大学が存する一方、合格者数を絞っても入学者数が定員を充足する大学もあると解される。他方、合格者数を絞っても入学者数が定員を充足すると見込まれる大学の場合でも、合格者数を絞る程度によっては、一定水準の受験生が受験を忌避するなどの影響が生じ、最終的に大学側が希望する水準の学生構成にならない可能性もある。

その他、上記のとおり、私立大学の場合は、自ら経営に必要な財産を有しなければならず、各大学の施設収容管理上の制約、ひいてはその裏付けとなる財政基盤上の制約もある（本書第1の1（2）イ、（ウ）ほか参照）。

以上のとおり、私立大学における定員管理は、各年度ごとの受験生の成績分布や傾向、各受験生の入試結果、辞退率等、大学側でコントロールし得ない不確定要素に左右される予測に基づく判断が必要となる中で、各大学が、それぞれの教育方針や実情、各大学における優先順位等をふまえ、上記各要素をはじめとする諸般の要素を総合考慮の上で判断されるものであり、各大学において、特に高度の裁量が認められるべき事柄である。

④ 経営資源配分に係る判断は私立大学における高度の裁量事項であること

(i) また、上記のとおり、私立大学は、必要な施設及び設備又はこれらに要する資金や経営に必要な財産を自ら有しなければならない（私立学校法25条）。私立学校の経常的経費に対する国の補助割合が年々低下し、

国私間格差の是正が求められている状況下においては(乙14, 乙15), 要望事項等の全てに対して直ちに経営資源を配分することは困難であり, 各要望事項等の緊急性や重要度等をふまえ, 限られた経営資源の配分先や配分方法等を選択・決定しなければならない。そして, その優先順位は, 各大学における教育方針, 経営事情等の諸事情に応じて, 私的自治の原則に基づき判断されるべき高度の裁量事項である。

- (ii) 被告は, 自らを構成する3つの柱として, 「教育」「研究」「診療・実践」を掲げ(乙16・33頁以下), これらの礎となる施設として, 本郷・御茶ノ水キャンパス, さくらキャンパス, 浦安キャンパス及び三島キャンパスの各キャンパス, 及び医学部の教育研究に必要な施設であり且つ国民への高度医療の提供が義務付けられる特定機能病院として位置づけられる附属病院施設として, 明治初期に開設し最先端医療を提供する順天堂医院, 地域医療の中核拠点施設としての役割を有する静岡病院, 浦安病院, 順天堂越谷病院, 順天堂東京江東高齢者医療センター, 及び練馬病院の各施設を設置している。

被告は, 自らの責任で経営基盤を確保することが求められる私立の学校法人として, 私的自治の原則に基づき, 上記3つの柱の礎たる各施設の設置・維持運営等に関し, 限られた経営資源の中で, その配分時期, 配分方法, 配分金額等を決定してきたものであり(乙20・31頁乃至33頁, 53頁), キャンパス施設である女子寮についても, 女子学生を1年次全寮制の対象として以来, 女子入学者数の増加をふまえ, 複数回にわたり, 上記経営資源配分等の裁量判断の中で, 女子寮の増設を重ねてきたものである(乙19)。

⑤ 性別を理由とする判定基準の合理性

以上のとおり, 私立大学における入学選抜試験は, 大学の自治のみならず, 結社の自由及び私的自治の原則に基づき, 国立大学と比較して, 建学

の精神や独自の校風等による自主性がより尊重される必要があり、その定員管理及び入学者収容の前提となる大学施設等に対する経営資源配分に係る判断は、私立大学における高度の裁量事項に該当するというべきである。

そして、以上を前提とすれば、被告が、上記のとおり実際の女子入学者数の予測が困難な状況下において、現状における女子寮収容能力を前提に、性別を理由とする判定基準を設けたことは、学是に基づき一年次を全寮制とする被告の教育方針を実現するため必要最小限度の合理的な手段であったことは明白である。被告が女子学生の増加に伴い順次女子寮の増設を重ねながら、その間の入室推移が結果としてほぼ満室に近い状況であったこと（乙19）に照らすと、被告が実施した入学者選抜における判定基準は、結果的にも必要最小限度のものであったと考えられる。

以上によれば、被告が実施した入学者選抜は合理的なものであって、不当な差別的取扱いがなされていないことは明白である。

2 被告の入学者選抜実施につき、合否判定だけではなく、募集行為をも含む一連の入学者選抜手続全体がひとつの不法行為となるとの原告らの主張が失当であること（原告ら第1準備書面第3に対する反論）

(1) 被告の入学者選抜実施は、差別的意図に基づいてなされたものではないこと

原告らは、被告が入学者選抜を実施するにあたり、明確な女子受験生に対する差別的な意図、目的に基づいて、その体制を整え、入学者選抜を実施しており、差別的な意図、目的に貫かれた入学者選抜実施は、一連一体の不法行為として捉えるべきだと主張する。

しかしながら、前述のとおり、入学者選抜において被告が性別を理由とする判定基準を設けたのは、女子寮の収容能力を前提とした私立大学における定員管理及び経営資源配分にかかる高度の裁量を背景とした合理的判断によるものであり、女子受験生に対する差別的な意図、目的に基づくものでないことは明

らかである。

この点、原告らは、第1準備書面第2の4においても、被告が甲第11号証の3頁において不利益取扱いに一切言及していないことを挙げ、その動機として認証評価機関の「適合」の評価を得られないことが分かっていたためであって、被告自身、被告の入学者選抜実施が不当な差別的取扱いであることを十分認識していたと主張する。

しかし、被告の入学者選抜実施が、女子寮の収容能力を前提とした私立大学における定員管理及び経営資源配分にかかる高度の裁量を背景とした合理的判断によるものであって、不当な差別的取扱いではないことは前述のとおりであり、そのような認識であったからこそ、被告は甲第11号証3頁記載のとおり報告を行ったのである。被告における女子学生の増加とそれに伴う女子寮の増設やほぼ満室に近い入室推移（乙19）からすれば、被告が差別的な意図、目的を持っておらず、むしろ女子寮の収容能力に照らして可能な限り女子学生を受け入れようとしてきたことは明らかである。

以上のとおり、被告の実施した入学者選抜は、原告らの主張するような差別的な意図、目的に貫かれたものでなく、一連一体の行為として捉える必要性は全く存在しない。

(2) 原告らが主張する侵害された権利利益の側面からの検討

原告らは、本件の事実関係に照らして、単に合否判定のみを取り出してその部分のみを不法行為とするのは、本件の実態、本質を正しく反映しない見方だと主張する（原告ら第1準備書面第3の5）。

しかしながら、上述のとおり、被告の実施した入学者選抜は、原告らが主張するような差別的な意図、目的に貫かれたものでない以上、原告らの上記主張は、本件の実態、本質に反したものであることは明らかである。

また、合否判定とそれ以外の部分とでは、被侵害利益や相当因果関係のある損害費目、その前提として原告らにいかなる権利利益が保護されるかについて

原告らが主張・立証すべき事項は異なるのであって、この点からも被告の実施した入学者選抜に一連一体の不法行為としてみるべき実態が存在しないことは明らかである。

したがって、被告の入学者選抜実施につき、合否判定だけではなく、一連の入学者選抜手続全体がひとつの不法行為となるとの原告らの主張は失当であり、よって、募集行為の段階から被告の行為を違法とみるべきではない。

3 被告の具体的な被侵害利益に関する主張に対する反論

(1) 大学選択に関する自己決定権の侵害、他大学を受験する機会の喪失に関する主張に対する反論

原告らの主張については、原告らは大学選択に関して自ら決定できるにもかかわらず、差別的目的や不利益取扱いによる合否判定基準の存在を秘したことによる欺罔行為によって、他大学を受験する機会の喪失という損害が発生した、というものかと思われる。

しかしながら、そもそも被告に差別的目的がなく、入学者選抜における性別を理由とする判定基準が、女子寮の収容能力を前提とした私立大学における定員管理及び経営資源配分にかかる高度の裁量を背景とした合理的なものであって差別的取扱いでないことは前述のとおりであるから、被告の入学者選抜実施が欺罔行為であると評価される余地はない。

また、原告らの主張を前提とすれば、合格した女性や男性との関係でも被告の入学者選抜実施によって自己決定権を侵害したこととなることから原告らの主張が不合理であることは明らかである。

(2) 教育上の平等権及び人格権に関する主張に対する反論

まず、教育上の平等権に関する主張については、原告らが主張の根拠として指摘する各規定は合理的な理由が存在する場合の取扱いの差異まで禁ずるものではなく、被告の入学者選抜実施が合理的なものであって差別的取扱いではないことは前述のとおりであるから、当該主張は認められない。

次に、人格権に関する主張については、裸の人格権というものは判例上認められておらず、名誉権やプライバシー権など、具体的な権利利益として判例法理によって認められているものであって、女性としての人格権というのは余りに抽象的であって、賠償を義務付けるほどの具体的な被侵害利益として認められないことは明らかである。

4 原告らの損害及び因果関係に関する主張に対する反論

(1) 入学検定料及び交通費について

被告準備書面(2)第2の2で従前主張するとおり、そもそも当該損害費目に対応する不法行為が存在しない以上、これらは損害とする主張は失当である。

(2) 受験慰謝料について

被告準備書面(2)第2の1で従前主張するとおり、性差のない合否判定基準によっても不合格となっていた者との関係で被告の不法行為が存在しない以上、受験慰謝料の問題は生じない。

原告らの主張を前提とすれば、合格した女子受験生についても被告は受験慰謝料を支払うべきこととなり、この点でも原告らの主張は失当である。

(3) 不合格慰謝料

前述のとおり、そもそも被告の実施した入学者選抜実施が合理的なものであって差別的取扱いではない以上、不合格慰謝料は損害たり得ない。

第2 原告第1準備書面第7求釈明に対する回答

原告番号10の平成23(2011)年度の受験の事実については、被告で再度出願データを検討したものの、原告番号が平成23(2011)年度の受験をした記録は存在しなかった。

この点について、原告は客観的資料を提出するよう求めているが、原告番号10の方で、受験料振込票の控えなど、受験の事実に関する客観的資料を提出

されたい。

第3 裁判所からの求釈明に対する回答

1 同一日程で異なる種類の入学試験を受けられるか否かについて

同一日程で異なる種類の入学試験を受けることは可能である。

2018年度入試を例に取れば、乙第17号証4頁に記載があるとおり、併願が可能であり、1月18日の3教科4科目の学力試験を受験すれば、I一般A方式、一般B方式及び地域枠の3教科4科目の学力試験を受験したものと扱われるほか、自動的に、センター・一般独自併用の2教科2科目の学力試験を受験したものととして扱われる。ただし、地域枠選抜の中で、異なる地域枠を併願して受験することはできない。

2 地域枠入試について

2018年度入試では、地域枠入試について以下のとおり説明している。

「地域枠選抜は、『将来、医師として地域医療に貢献したい』という強い意志をもつ学生を発掘し、選抜することを目的としています。本学医学部には、東京都、新潟県、千葉県、埼玉県、静岡県地域枠があり、志望する地域枠選抜に合格し、本学に入学する者には、各地域より奨学金が貸与されます。」(乙17・17頁)

地域枠入試については、他方式入試と併願は可能であるものの、地域枠選抜内では、東京都・新潟県・千葉県・埼玉県・静岡県のうちいずれか1つにしか出願することはできず、地域枠入試に合格した場合は、他方式入試の枠ではなく必ず地域枠で入学しなければならないこととされている(乙17・22頁参照)。

また、地域枠入試は、各地域によって奨学金の貸与金額や、奨学金の返還が免除される条件に差が存在する(乙17・18頁, 19頁)。

以上